機船船びき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
いわし、しらす機船船びき網漁業	【点の位置】 基点Ａ　安芸郡奈半利町・田野町界共同漁業権境界基点 基点Ｂ　安芸市下山県漁場基点第 35 号 【区域】 （ア）基点Ａから磁針方位 207 度０分の線及び基点Ｂから磁針方位 220 度０分の線により区切られた海域中安芸郡奈半利町加領郷港口と同郡田野町三ツ石沖定置網の垣網の丘のとめとを結ぶ直線及び同垣網のとめから同郡安田町唐ノ浜沖定置網の垣網の丘のとめを見通した線以北の区域。ただし、両定置網の切りあげ後は、水深 40 メートル以浅の区域とする。	９月１日から同月30日まで及び11月16日から翌年５月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	（ア）の区域のうち高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合田野支所又は同漁業協同組合安田支所が管理する共同漁業権の漁場区域	10月１日から11月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点Ａ　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点Ｂ　安芸市伊尾木大師岩共同漁業権境界基点 基点Ｃ　安芸市下山県漁場基点第 35 号 点ア　北緯 33 度 29 分 27.5 秒、東経 133 度 55 分 24.4 秒	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点イ　北緯33度29分16.7秒、東経133度55分19.1秒 点ウ　北緯33度28分59.1秒、東経133度56分00.0秒 点エ　北緯33度29分07.6秒、東経133度56分07.0秒 点オ　北緯33度29分13.9秒、東経133度55分57.7秒 点カ　北緯33度30分06.0秒、東経133度52分15.4秒 点キ　北緯33度30分00.4秒、東経133度52分14.9秒 点ク　北緯33度29分57.9秒、東経133度52分40.6秒 点ケ　北緯33度30分03.4秒、東経133度52分40.0秒 【区域】 （ア）次に掲げる区域 a　基点Ａから磁針方位185度０分の線以東及び基点Ｂから磁針方位222度０分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域（距岸1,700メートル以内の区域を除く。）。ただし、距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 b　点アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ５直線により囲まれた区域 c　点カキ、キク、クケ及びケカを結ぶ４直線により囲まれた区域 （イ）基点Ｂから磁針方位222度０分の線以東及び基点Ｃから磁針方位220度０分の線に至る海域中水深40メートル以浅の区域				

	（ウ）基点Ａから磁針方位185度０分の線以東及び基点Ｂから磁針方位222度０分の線に至る海域中水深40メートルから80メートル までの区域 （エ）基点Ｂから磁針方位 222 度０分の線以東及び基点Ｃから磁針方位 220 度０分の線に至る海域中水深 40 メートルから 80 メートルまでの区域	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点Ａ　香南市夜須町手結崎灯台 基点Ｂ　高知港口防波堤船びき基点 基点Ｃ　高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点Ｄ　高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点 基点Ｅ　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点Ｆ　高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点Ｇ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｈ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点Ｉ　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点Ｊ　赤岡漁港第２防潮堤東端 基点Ｋ　後川放水路水門西端 点ア　基点Ｂから基点Ｃを見通した線から左に106度34分の線上基点Ｂから1,435メートルの点 点イ　基点Ｅから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ　基点Ｄから基点Ｂを見通した線から左に14度59分の線と基点Ｂから基点Ｄを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ　点ウから磁針方位159度０分の線上点ウから625メートルの点 点オ　基点Ｆから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 ａ　北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	b　北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 c　北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 d　北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 e　北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 f　北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 g　北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Ｉから磁針方位185度０分の線以西並びに基点Ｂと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度０分の線に至る海域中基点Ｇから基点Ｈを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、ａの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 a　距岸1,700メートル以内であって、ｄの区域及びｅの区域を除いた共同漁業権区域 b　高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碆から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域 c　基点Ｄ点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Ｆを結ぶ４直線並びに基点ＤＦ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域 d　基点Ａから磁針方位184度０分の線以東の海域のうち漁業権区域 e　基点Ｊから磁針方位180度０分の線及び基点Ｋから磁針方位180度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点Ａ　香南市夜須町手結崎灯台 基点Ｂ　高知港口防波堤船びき基点 基点Ｃ　高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点Ｄ　高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点 基点Ｅ　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点Ｆ　高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点	３月15日から翌年１月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	基点Ｇ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｈ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点Ｉ　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点Ｊ　赤岡漁港第２防潮堤東端 基点Ｋ　後川放水路水門西端 点ア　基点Ｂから基点Ｃを見通した線から左に106度34分の線上基点Ｂから1,435メートルの点 点イ　基点Ｅから磁針方位167度の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ　基点Ｄから基点Ｂを見通した線から左に14度59分の線と基点Ｂから基点Ｄを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ　点ウから磁針方位159度０分の線上点ウから625メートルの点 点オ　基点Ｆから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 ａ　北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒 ｂ　北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 ｃ　北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 ｄ　北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 ｅ　北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 ｆ　北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 ｇ　北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Ｊから磁針方位180度０分の線及び基点Ｋから磁針方位180度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。				

	【点の位置】 基点Ａ　香南市夜須町手結崎灯台 基点Ｂ　高知港口防波堤船びき基点 基点Ｃ　高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点Ｄ　高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点 基点Ｅ　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点Ｆ　高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点Ｇ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｈ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点Ｉ　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点Ｊ　赤岡漁港第２防潮堤東端 基点Ｋ　後川放水路水門西端 点ア　基点Ｂから基点Ｃを見通した線から左に106度34分の線上基点Ｂから1,435メートルの点 点イ　基点Ｅから磁針方位167度０分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ　基点Ｄから基点Ｂを見通した線から左に14度59分の線と基点Ｂから基点Ｄを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ　点ウから真方位159度０分の線上点ウから625メートルの点 点オ　基点Ｆから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 ａ　北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒 ｂ　北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 ｃ　北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 ｄ　北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 ｅ　北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 ｆ　北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 ｇ　北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Ｉから磁針方位185度０分の線以西並びに基点Ｂと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度０分の線に至る海域中基点Ｇから基点	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	Hを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、（ａ）の区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。 （ａ）距岸1,700メートル以内であって、（ｄ）の区域及び（ｅ）の区域を除いた共同漁業権区域 （ｂ）高知港内の区域のうち高知市浦戸えびす碆から真方位334度34分の線以東の外海を除いた区域 （ｃ）基点Ｄ点ウ、点ウエ、点エオ及び点オ基点Ｆを結ぶ４直線並びに基点ＤＦ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域。ただし、ａ、ｂ及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとａとを結んだ直線により囲まれた区域並びにｃからｇまでの各点を順次に結んだ直線及びｇとｃとを結んだ直線により囲まれた区域を除く。 （ｄ）基点Ａから磁針方位184度０分の線以東の海域のうち漁業権区域 （ｅ）基点Ｊから磁針方位180度０分の線及び基点Ｋから磁針方位180度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点Ａ　香南市夜須町手結崎灯台 基点Ｂ　高知港口防波堤船びき基点 基点Ｃ　高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点Ｄ　高知市仁井田中の桟橋であれ防波堤基点 基点Ｅ　高知市仁井田井流17番地共同漁業権境界基点 基点Ｆ　高知市仁井田九窪42番地30号高知港東境界基点 基点Ｇ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｈ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点Ｉ　安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点 基点Ｊ　赤岡漁港第２防潮堤東端 基点Ｋ　後川放水路水門西端 点ア　基点Ｂから基点Ｃを見通した線から左に106度34分の線上基点Ｂから1,435メートルの点	３月15日から翌年１月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点イ　基点Ｅから磁針方位167度０分の線上最大高潮時の海岸線から沖合1,700メートルの点 点ウ　基点Ｄから基点Ｂを見通した線から左に14度59分の線と基点Ｂから基点Ｄを見通した線から右に126度36分の線との交点 点エ　点ウから真方位159度０分の線上点ウから625メートルの点 点オ　基点Ｆから真方位162度30分の線と点イと点エとを結ぶ直線との交点 a　北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒 b　北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒 c　北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒 d　北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒 e　北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒 f　北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒 g　北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒 【区域】 基点Ｊから磁針方位180度０分の線及び基点Ｋから磁針方位180度０分の線により区切られた海域中最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域のうち共同漁業権区域を除いた区域。ただし、共同漁業権区域内にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる。				
	【点の位置】 基点Ａ　高知港口防波堤船びき基点 基点Ｂ　高知市浦戸御殿の鼻航路導標 基点Ｃ　土佐市荻岬すずき碆共同漁業権境界基点 基点Ｄ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｅ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 基点Ｆ　高知市春野町文庫ノ鼻突端 基点Ｇ　国土交通省荻岬観測所カメラ鉄塔 点ア　基点Ａから基点Ｂを見通した線から左に106度34分の線上基点Ａから1,435メートルの点 点イ　基点Ｃから磁針方位145度０分の線上基点Ｃから2,320メート	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	ルの点 【区域】 基点Ａと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位165度０分の線以西並びに基点Ｃと点イとを結ぶ線及び点イから磁針方位170度０分の線に至る海域中基点Ｄから基点Ｅを見通した線以北で、次に掲げる区域を除いた区域。ただし、ａの区域にあっては、当該漁業権者の承諾を得た場合は、当該承諾の範囲内で操業することができる（１月15日から３月14日までの間におけるｂの区域を除く。）。 ａ　距岸1,700メートル以内の共同漁業権区域 ｂ　基点Ｆから磁針方位170度０分の線及び基点Ｇから磁針方位145度０分の線により区切られた海域中基点ＦＧ間の最大高潮時の海岸線から沖合700メートルの線に至る区域				
	【点の位置】 基点Ａ　土佐市荻岬すずき碆共同漁業権境界基点 基点Ｂ　土佐市白の鼻突端 基点Ｃ　須崎市池ノ浦ツヅラ崎突端 基点Ｄ　須崎市下甲崎（甲崎）突端 基点Ｅ　須崎市上甲崎（地ノ鼻）突端 点ア　基点Ａから磁針方位145度０分の線上基点Ａから2,320メートルの点 【区域】 基点Ａと点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位170度０分の線以西並びに基点Ｃから磁針方位170度０分の線に至る海域中基点Ｄから基点Ｅを見通した線以北の区域。ただし、基点Ａと基点Ｂとを結ぶ直線以西の宇佐港口及び浦の内湾の区域を除く。	４月６日から翌年１月14日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
	【点の位置】 基点Ａ　須崎市・中土佐町界青木崎共同漁業権境界基点 基点Ｂ　須崎市上甲崎（地の鼻）突端 基点Ｃ　須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点 基点Ｄ　須崎市角谷崎高碆漁業権境界基点 基点Ｅ　須崎市角谷岬突端	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	点ア　基点Ａから磁針方位125度０分の線上基点Ａから5,400メートルの点 点イ　基点Ｂから磁針方位170度０分の線上基点Ｂから5,000メートルの点 点ウ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に104度23分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に44度19分の線との交点 点エ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に48度44分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に64度７分の線との交点 点オ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に54度41分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に76度42分の線との交点 点カ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に42度16分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に92度35分の線との交点 点キ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に35度39分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に82度58分の線との交点 点ク　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に34度33分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に85度１分の線との交点 点ケ　基点Ｃから基点Ｄを見通した線から左に４度40分の線と基点Ｄから基点Ｃを見通した線から右に132度36分の線との交点 【区域】 基点Ａ点ア、点アイ及び点イ基点Ｂを結ぶ３直線並びに最大高潮時の海岸線により囲まれた海域。ただし、点ウエ、点エオ、点オカ、点カキ、点キク、点クケ及び点ケ基点Ｅを結ぶ７直線以北の区域並びに共第2,038号（野見及び大谷専用漁場）の漁場区域を除く。				
	【点の位置】 基点Ａ　四万十町冠崎県漁場基点101号 基点Ｂ　四万十町興津押上り鼻突端 基点Ｃ　四万十町興津赤ばの鼻突端 基点Ｄ　高岡郡・幡多郡界風屋谷共同漁業権境界基点 【区域】 基点Ａと基点Ｂとを結ぶ直線以西の区域並びに基点Ｃから磁針方位120度０分の線及び基点Ｄから磁針方位120度０分の線により区切られ	９月１日から翌年４月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	た海域中基点ＣＤ間の海岸線から沖合2,000メートルの線に至る区域。ただし、水深45メートル以深の区域を除く。				
	【点の位置】 基点Ａ　黒潮町井の岬突端 基点Ｂ　四万十市平野帖付碆 基点Ｃ　四万十市下田道崎突端 基点Ｄ　四万十市八束小名鹿突端 基点Ｅ　名鹿漁港南防波堤基部 基点Ｆ　土佐清水市在岬突端 点ア　基点Ｂから磁針方位105度０分の線上基点Ｂから1,500メートルの点 点イ　基点Ｄから磁針方位90度０分の線上基点Ｄから1,500メートルの点 点ウ　基点Ｄから磁針方位90度０分の線と基点Ａと点エとを結ぶ線との交点 点エ　基点Ｅから磁針方位90度０分の線上基点Ｅから2,650メートルの点 ａ　北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒 ｂ　北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒 ｃ　北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒 ｄ　北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒 【区域】 次に掲げる区域 （ａ）基点Ｂから磁針方位105度０分の線及び基点Ｄから磁針方位90度０分の線により区切られた区域のうち海岸線から沖合1,500メートル以内の区域。ただし、(イ)の（ａ）の区域を除く。 （ｂ）基点Ａと点ウとを結ぶ直線以西の海域中基点Ｄから磁針方位90度０分の線以北の区域。ただし、（ａ）の区域、（ｄ）の区域及び(イ)の（ａ）の区域を除く。 （ｃ）基点Ｄから磁針方位90度０分の線、基点Ｅから磁針方位90度０分の線及び基点Ａと点エとを結ぶ線に囲まれた区域。ただし、	７月１日から翌年５月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	（イ）の（ｂ）の区域を除く。 （ｄ）基点Ａと基点Ｆとを結ぶ直線以西の海域中基点Ｄから磁針方位90度０分の線以北の区域。ただし、水深45メートル以深及び四万十市平野帖付碆から磁針方位105度０分の線以南の海域中海岸線から沖合1,500メートル以内の区域を除く。ただし、共同漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合に限る。				
	【点の位置】 基点Ａ　黒潮町井の岬突端 基点Ｂ　四万十市平野帖付碆 基点Ｃ　四万十市下田道崎突端 基点Ｄ　四万十市八束小名鹿突端 基点Ｅ　名鹿漁港南防波堤基部 基点Ｆ　土佐清水市在岬突端 点ア　基点Ｂから磁針方位105度０分の線上基点Ｂから1,500メートルの点 点イ　基点Ｄから磁針方位90度０分の線上基点Ｄから1,500メートルの点 点ウ　基点Ｄから磁針方位90度０分の線と基点Ａと点エとを結ぶ線との交点 点エ　基点Ｅから磁針方位90度０分の線上基点Ｅから2,650メートルの点 ａ　北緯32度57分30.1秒、東経133度00分10.6秒 ｂ　北緯32度56分47.9秒、東経133度00分29.6秒 ｃ　北緯32度55分44.9秒、東経133度00分36.2秒 ｄ　北緯32度54分53.2秒、東経133度01分01.2秒 【区域】 次に掲げる区域 （ａ）基点Ｂから磁針方位105度０分の線及び基点Ｄから磁針方位90度０分の線により区切られた区域のうちａからｃまでの各点を順次に直線で結んだ線から陸側の区域 （ｂ）基点Ｄから磁針方位90度０分の線及び基点Ｅから磁針方位90	４月８日から５月31日まで及び７月１日から11月15日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

	度０分の線により区切られた区域のうちｃとｄとを結んだ直線から陸側の区域				
	土佐清水市布崎と同市下ノ加江丸島とを結ぶ直線以北の下ノ加江湾内の区域	９月１日から翌年６月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
かんぱち稚魚機船船びき網漁業	室戸市室戸岬町ビシャゴ碆から真方位154度０分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鵜来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位182度０分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合２マイル以内の海域を除く。	６月１日から７月31日まで	定めなし	10トン未満	高知県内に住所を有する者